

春よ来い 早く来い

豪雪 お見舞い申し上げます

# くらし と 自治 京都 (社) 京都自治体問題研究所

(社) 京都自治体問題研究所 TEL・FAX (075) 241 - 0781 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp 発行人 土居靖範

(「住民と自治」2月号付録)

#### (2006年2月号のおもな内容)

・耐震強度偽装問題を考える3
<ul><li>・府政研パンフに希望を託す5</li></ul>
・国民いじめの増税ラッシュ許せない6
・戦争する国への起点 自民憲法草案8
・京都府政研ブックレット学習会案内 10
・全国のホット情報 ⑤ 神奈川 11
・こども主人公の学校づくり ⑥ 12

・京丹後市合併 三度目の現地調査……2

# 京都自治体問題研究所が京丹後市へ3度目の合併調査

#### 山崎 佳代子(京都自治体問題研究所事務局)

研究所としては3回目になる京丹後市の調査を12月18・19日に行いました。この冬の大雪を予感させる雪の降る2日間でした。

にもかかわらず、今回は住民団体、商工会、青年会議所、丹後織物工業組合、京丹後市 と、今まで以上の幅広い団体の方々の協力をいただき、聞き取り調査を行い資料提供もい

ただきました。



京丹後市の財政は大変です。 05年度一般会計予算は290億円と旧6町予算(345億円)の84パーセント。「集中改革プラン」ではさらに減額の見通しで、人員削減、アウトソーシングがその目玉。合併前計画の100億円の投資的経費は、40億円に縮小。担当者は「合併特例債は、有利な起債の一つに過ぎない」といい、財政面からみても「合併すれば」という淡い希望もなくなっています。

一方、京丹後の経済は、さまざまな努力の中でも織物はピーク時の11パーセント、鳴りもの入りで整備された国営農地などで基幹産業であるべき農業も展望は見出せない状況にあるなど厳しい状況です。

さらに、各町の住民の実情に合わせて行われてきたきめ細かな子どもたちや高齢者のための施策が、合併によって廃止・縮小、外部委託されるなど、各地域のまとまりにも不安が生まれています。大雪になった今年の冬、全市で1回除雪すると1千万円かかるといいます。町職員やボランティアで行われていた地域も民間委託になり経費はかさみ、地域による積雪状況に機敏に対応されない心配もあります。

また、旧町に残された支所機能も不十分で、「行政が遠くなり、まちに活気がなくなった」「効率化だけでは地方はやっていけない」という多くの声は深刻です。保育所や国保病院の民間化の動き、農協の合併などで金融関連機関もなくなるなどで人口減少に拍車がかかる心配も出ています。「合併してよかった」という声は住民の方々からは聞けませんでした。

今回の調査に協力いただいた方々は、それぞれの立場から京丹後の明日を思い、独自の調査や学習を行い実践をされています。 青年実業家の方は篠山市を調査して「合併特例債で財政破綻を引き起こしてはならない。市の身の丈にあった施策を提案したい」と、商工業者は「ふるさとに伝わる産物を見直して旧町のまとまりを大事にした産品の打ち出しへ」と努力、織物関係者は「広域的な織物振興の施策ができれば」と多様な製品開発へ販売業者や海外市場への接触



の努力をされるなど、多くのことを知ることができました。

市が「合併後は府からの支援は何もありません」というように、京都府は「合併第1号」 として強力に指導して、国の方針を町に押しつけましたが、その地域の住民の暮らしや市 の行財政の今後には責任を持たないわけです。

「何がこの地域、住民のくらしを守るのか」を考え合い、「その地域をよくする力はどこにあるのか」をお互いに確かめ合うことのできる地域ごとの取り組みへ、多くの学習、知恵と力の集中が待たれていると感じました。

# 自治体労働者の立場から耐震偽装問題を考える

宮内 尚志(京都市職労副委員長・当研究所常任理事)

「刑事訴追の恐れがあるため、証言を控えさせていただきます」。 1月17日の耐震強度偽装問題証人喚問で、マンション販売会社「ヒューザー」小嶋進社長の証言拒否連発の態度に怒りを禁じ得なかった国民がほとんどではなかっただろうか。

昨年11月17日に国土交通省から、構造設計担当の設計士が偽造の構造計算書で確認申請を行い震度5強の地震で倒壊のおそれがある建物があることが公表された。その後も偽造建物が次々に明らかになり、当該マンションの住民はもとより国民に大きな衝撃を与えてきた。建築関係で働く人々にとっても信頼を根底から失わせる深刻な重大問題である。編集部から与えられたテーマは重たいものであり、感想の域を越えないものではあるが考えていることを記させていただく。

国民に衝撃を与えている最大の理由の一つは、自らが所有し使用するマンションやホテ

ルが建築基準法の規定にあわず、しかも地震が発生した場合に倒壊する危険性があるということであろう。

家を建てたり、マンションを購入することは人生の中でそうたびたびあることではない。 普通の人にとっては最高の金額の買い物である。金額の安いものであればたやすく別の品 物を探して購入し直すこともできるが、マンションや住宅はそうはいかない。最初から信 頼できるものを購入しなければのちのち大変なことになるのである。

その信頼を購入者はどこでチェックするのか。当たり前のことであるが、設計が法に合致しており、その設計図通りに施工されている。そのことによって建物の最低限の「質」が担保されていることが確かめられるのである。

法律の言葉で言えば、申請書が「確認」され「検査済証」がおりていることで、その建物が法にあっていることが証明される。法に合致しているかどうかを審査するのが特定行政庁(自治体)の建築主事である。そのことに信頼を置いていたのに偽造を見抜けなかったとは、専門家である役所や自治体職員はどうなっているのかというのが国民の思いである。このことを真摯に受け止め如何に立ち向かうのかが、自治体職員に問われる最大の課題ではないだろうか。

事件の直接の責任は偽造を行った建築士にある。同時にその背景にある一番の問題は「官から民へ」の規制緩和である。すでに多くの識者が指摘しているように1998年の法改正により「確認、検査」業務が民間開放されたことで、その当時から指摘され国会審議でも追及されてきた危険性が現実のものになってしまった。

新聞報道によれば「国指定の民間検査機関(四十九機関)のうち株式会社の四十社。判明しただけで十一社が建設・住宅関連企業の出資を受け」、「ゼネコンやハウスメーカー、建材メーカー、マンション建設、設備機器販売に携わるガスや電力会社など」が多く、偽造を見抜けなかった東日本住宅評価センターは、東京ガスなど3社が出資し、出資企業から数名の出向社員を受け入れていることも判明している。

建築関連企業からの出資を認める制度の下では、審査や検査の業務が出資者の意向に左右されたり、意向を推し量った対応をする危険性がある。そのようなことが仮に無かったとしても審査や検査の業務が企業活動の「商品」となったことで、業務を受注するために審査や検査のスピード、サービスを競う企業間競争に放り出され、本来求められるものが軽視されるようになったことは想像に難くない。このような状態から脱却するために、民間検査機関制度の仕組みを変更することが必要ではないかと考える。

もう一つの問題は、自治体職員の専門性の確保である。今回の事件では民間検査機関だけでなく自治体でも偽造を見抜けなかったことがある。京都府でも偽造物件が2件あるが、いずれも京都府で審査したものであった。同じようなことが京都市など他の特定行政庁(自治体)で生じないという100%の保証は残念ながらできない。「自分がその担当であっ

たら…」と思った職員もきっと少なくないはずである。

京都市では1月に構造担当の課長を配置したが、京都市への確認申請がほとんどといってよいほど無いもとで、構造を専門に審査する体制は過去のものとなっている。業務が無ければ職員を配置しないのは合理的である。しかし、民間検査機関が行った建築確認であっても「責任は行政にある」と判断した最高裁の決定がある。そして自治体に申請されたものは自治体で審査しなければならない。

建物をつくる仕事は総合的であるだけに専門性の集合でもある。その専門性を集団として維持、確保することに真剣に取り組む必要が浮き彫りになった。また構造計算書を再計算するなどの審査するやり方にはなっておらず、自治体の体制や検査のあり方を整備することも課題である。

府政研パンフから、経済再生への希望たぎらす

## 永井 修治(全京都建設協同組合 専務理事)

府政研パンフ「不安社会からの脱出」が、発刊された。「京都経済再生の希望への羅針盤」が、示されている。

昔、京都府は、府民一人ひとりの命とくらしを守り、府民一人ひとりが、光輝きながら「安全・安心」に生活できる「くらしの砦」「灯台」であった。そこには、豊かに暮らしている町の主人公たちがいた。

京都で働く人々は、府民のくらしを豊かにする日常生活に欠かせない消費財やサービスを提供することと、同時に「日本のふるさと」である歴史・文化・原風景を継承する京都らしいまちづくりを行う重要な役割を持っていた。

京都産業の特徴は、多くの繊維工業の集積による伝統産業と、そこから発展した電子部品などの近代工業が中小企業を中心に盛んである。さらに、農林漁業や地場産業に従事する府民が多く、京都らしい経済を支えている。

このパンフは、「信頼と協同による新たな地域産業づくりの提案」がされている。

豊かな生活が維持され光輝き、京都の伝統文化を継承するために、地域内再投資力を 高め、地域内での産業ネットワークをつくり出し、「仕事」・「資金」と「人々」が、循環 ・交流する政策方向を求めている。

特に、中小企業・業者が多く占める京都では、経営面だけでなく、生活面での施策の 重視。最低賃金・社会保障サービスなどを充実させる。地域の経済主体である企業や農家、 年金世帯などが、経営力・購買力を高め、地域経済の維持発展の原動力にする。

それによって府民が「命とくらし」をまもる「安全・安心」を実現して、地域の主人

公となり、元気ですぐれた知恵・技術・技能・知識を持った賢い住民が、活動してこそ、 輝くような地域がつくられる。

京都府が、やるべき地域産業政策のいくつかの方向が提起されている。

- ① 多様な経済主体の経営活動を、責任を持って支援・実行する理念と体制・政策を確立する。そのために、公的責務を果たす業務を明記した地域経済(中小企業)振興基本条例を制定する。
- ② 産業と生活の一体性に配慮して、産業別・地域ごとの「まちづくり」を軸に、横断的な産業ネットワークを作る。地域の個性と実情に合わせて経営体を支援するきめ細かな施策のある産業政策の立案。特に、高齢化が進む中で、住民の生活必需品を安定、安全に供給できる地域小売業の再生が重要である。
- ③ 地域金融機関が、経済振興の投融資や経営支援面で積極的役割を果たすように、 誘導する体制と施策を復活させる。
- ④ 非正規・派遣労働者の実態調査など実施。府民の雇用確保と最低賃金水準の引き上げなど購買力を、全体として高め、経済再生につなげる。
- ⑤ 府内の公的調達に、できる限り府内企業から調達する制度など、府財源の地域内循環 の考えと施策の徹底。

以上、京都府行政の責務と役割を高め、様々な各種団体・個人が、互いに信頼関係を築きながら協同した活動を展開して、主体的に京都経済再生を実現することが重要であると思う。

国民いじめの増税ラッシュに、怒りをもって立ち上がろう!

池田 靖(京都府商工団体連合会事務局次長)

#### 押し寄せる増税第1弾=2006年の増税計画

この 1 月から定率減税の廃止でサラリーマンは源泉徴収税額が増え、手取りの給料が減少します。給与明細の所得税徴収額でぜひ確認してください。

増税額は 1 兆 6 4 0 0 億円、サラリーマン四人世帯(妻は専業主婦、子ども二人)の場合、年収 5 0 0 万円で年間 1 ・8 万円の負担増です。 2 月には年金受給者にも定率減税廃止で増税となります。

3月には消費税免税点引き下げによる新規課税業者の初の申告期限となります。売上1 千万円の小売業者で税額10万円。今、民商の税金相談会で消費税計算を行っていますが 「こんな税金払う金がない」と怒りの声がわきおこっています。

5月には酒税の引き上げで、第3のビール350ミリリットル缶当たり3.8円の増税。

6月には、住民税の定率減税半減、住民税の高齢者非課税限度額廃止(新たに100万 人が課税対象に)、公的年金等控除縮小・老年者控除の廃止で住民税の大増税となります。

7月にはタバコ税の引き上げ、1本1円の引き上げでマイルドセブンが290円に。これらの増税とあわせて4月には介護保険料・国民年金保険料アップ、年金額の引き下げなど総額2兆7千億円にのぼる国民負担増が予定されています。

「所得税・個人住民税の定率減税を打ち切る一方、法人税減税の大半を延長することで決着した06年税制改正は『税をとりやすい所から取る』姿勢に傾きがちなことを如実に示した。年明けからは消費税を含む税の抜本改革論議が始まるが『家計に冷たく、企業にやさしい』の流れが加速する気配が濃厚だ」(朝日新聞05年12月16日)この論評には多くの方が同感されるのではないでしょうか。

## こんなもんじゃすまない大増税!あなたは耐えられますか?

政府税制調査会は昨年6月「個人所得課税に関する論点整理」を公表。所得税ではサラリーマンの給与所得控除の見直しをはじめ、配偶者控除・特定扶養控除の廃止、失業給付 や遺族年金まで所得税の対象にする方向を打ち出しました。

他にも住民税での生命保険料・損害保険控除の廃止や税率のフラット化なども狙われています。

これにより大増税はサラリーマン、中小業者、農民からパート・フリーターまで、あらゆる人にのしかかってきます。増税の額は10兆円以上!先ほどの4人世帯、年間世帯収入500万円で42万円もの大増税です。

さらに消費税の大増税です。谷垣禎一財務相は1月13日、消費税を含めた抜本的な歳入改革法案を07年国会に提出する方針を明らかにしました。消費税10%への引き上げで12兆5千億円の大増税となります。所得税増税とあわせて先ほどの世帯で67万円の負担増!!あなたは本当に耐えられますか?

#### 国民分断のりこえ怒りの総反撃で大増税ストップを!

今、この大増税計画に大きな反対の声がわきおこっています。連合は「賃上げ分やボーナスがまるまる消えてしまう理不尽な増税、到底許すことはできません」と反対を表明。 日本商工会議所や百貨店協会など業界・経済団体も増税反対を明確にしています。全労連は「あなたの増税チェックリーフ」を作成、500万署名を提起し運動を広げています。

全商連は国民大運動実行委員会とともに「一人ひとりが声を上げて庶民大増税をやめさせましょう」として、「署名にご協力ください、職場・地域・商店街などで運動を広げましょう、議員や自治体に働きかけましょう」と運動を展開しています。

政府税制調査会の石会長は「サラリーマンの立場から言えば、事業者あたりは非常に優遇」「事業所得者の立場から言いますと、給与所得控除は引き過ぎ」(05年6月10日記者会見)と「不公平感」をあおり立て、対立させて、行き着く先はサラリーマンも業者もオールジャパンの大増税を押し通す計画です

今こそ、国民が「消費税・庶民大増税反対」で一致団結してたたかい、情勢を大きく切りひらきましょう。

## 戦争する国作りへの起点~自民党新憲法草案

弁護士 飯田 昭(京都第一法律事務所・当研究所理事)

## 1. 自民党新憲法草案の本質

2005年11月に自民党党大会で採択された自民党新憲法草案(以下、「自民党草案」といいます)については、第一次案の前文案などに比べ、「現実的になった、復古調が薄くなった」などとの一部のマスコミ報道がなされていますが、その本質的部分は全く変わっていません。その本質部分とは、世界に誇るべき日本国憲法(以下、「現憲法」といいます)の非軍事平和主義を放棄し、「戦争ができる憲法体制」をつくりあげるとともに、基本的人権、統治機構についても時代を半世紀以上逆行させるものであるということです。

#### 2. 非軍事平和主義の放棄

一部のマスコミ報道が「現実的になった、復古調が薄くなった」などとしているのは、 前文の第一次案にあった「日本国民はアジアの東、太平洋と日本海の波洗う美しい島々に、 天皇を国民統合の象徴として古より戴き…」などの復古調の時代錯誤表現が発表直前に削 除されて、憲法前文としての格調が全く無い箇条書きの無味乾燥なものになっていること が大きいと思われます。

しかしながら、ここで重要なのは、自民党草案は、現憲法が前文で、侵略戦争の反省を明示したうえ、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し」たという平和主義を基礎づける歴史認識を示し、そのうえで、「われわれは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和主義を非軍事で達成するために「平和的生存権」を確認し、これを具体化するものとして、憲法9条2項で、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」と非武装、非戦を定めている非軍事平和主義の基幹構造を全て削除してしまったことです。

そして、これに代わるものとして、自民党草案は前文で「正義と秩序を基調とする国際 平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため協力しあう」、「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら守る責務」と愛国心を規定しています。そして、これを具体化するものが、現憲法9条2項の削除に代わって作られた案「9条の二」における自衛軍の設置です。即ち、自衛軍は、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者と」して保持され(1項)、上記活動のほか、「国

際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」としたうえ、自衛軍の組織及び統制に関しては、法律で定める(4項)としています。

現憲法の「第2章 戦争の放棄」のタイトルも、「安全保障」と改変しています。

この結果、アメリカとの共同行動によるイラクでの自衛隊の戦闘行為までもが、憲法による歯止めなく行われることになってしまいます。イラク特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣では曲がりなりにも非戦闘地域でしか活動はできない、武力行使はできないという9条2項による歯止めがありますが、この歯止めもなくなるのです。しかも、例えばドイツ憲法では「防衛上の緊急事態」の認定は、連邦議会議員の投票数の3分の2の多数、少なくとも連邦議会議員の過半数の賛成を必要と定めていますが、自民党草案では、法律で定めることができるため、国会の承認は事後的でもよいことになりかねません。

#### 3. 戦時憲法体制の構築

自民党憲法草案は、「戦争ができる憲法体制」を担保するために、更に次のような憲法 の改変を行うものです。

即ち、基本的人権の国による制約を容易にするために、第12条に、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」とし、人権相互の調整規定としての現憲法の「公共の福祉」を、「公益及び公の秩序」と、国家権力による人権抑制を認める内容に改変しています。

また、内閣総理大臣の権限を強化して、前記の自衛軍の最高指揮権の外、衆議院の解散権(54条)及び行政各部の指揮監督権と総合調整権(72条1項)を与えることにより、国会の地位を低下させて、首相に権限を集中させています。

財政的にも、国会の最も重要な予算議決権を形骸化させ政府は国会の議決が無くても、 軍事費を含む必要な財政支出を行うことを可能にしています(86条2項)。

更に、軍事裁判所の設置(76条3項)も司法への軍事の介入であり重大な問題です。 下級裁判所として位置づけられているため、最高裁判所への上告は可能ですが、これによ り、軍人だけでなく、民間人までもが軍事秘密の取材や軍事関係のへのアクセスにつき、 軍人が主宰する軍法会議のような場で有罪(しかも重罪)判決を受けるという事態が想定 されます。

加えて、政教分離規定が緩和されて「社会的儀礼又は習俗的行為」にあたる範囲で国家の宗教行為を認めています(20条3項)。これは、現在批判されている靖国神社参拝問題を「合憲化」させるねらいにとどまらず、戦争による死者を「新たな英霊」として合祀することに道を開くものです。

自民党草案は更に、改憲の発議要件を現憲法の衆参両議院の3分の2の賛成から過半数 に改変しようとしています。これは、例えばアメリカ憲法の改正手続が現憲法より更に厳 しい連邦議会の3分の2の賛成と州議会の4分の3の賛成であることと比較しても、憲法 自体を権力者が法律と同じようなレベルで改変しやすくできるしくみにしてしまおうとす るものです。

#### 4. 現憲法は世界の希望の進路灯

以上みてきた通り、自民党草案は、現憲法の根幹である非軍事平和主義を根底から覆す もので、憲法の基本原理を破壊してしまうものです。これは、現憲法の合法的改正行為の 限界を超えているものと言えます。

そして、言うまでもなく、現憲法の非軍事平和主義こそ、21世紀の目指すべき国際社会を先取りした世界に誇れる国民の財産であり、国連憲章の理想とするところでもあるわけです。

これを乱暴にも破壊しようとする自民党草案は、権力を利用したクーデターに等しい乱 暴な計画であり、国民の力でこれを葬りさらなければなりません。

## シンポジウム

なぜ耐震強度偽装問題は起こったか その真相をさぐる

日 時 2月25日(土)午後1時30分~4時30分

場 所 京都テルサ (地下鉄鳥丸線九条駅下車)

シンポジスト ジャーナリスト 弁護士 自治体職員

コーディネーター 片方 信也先生(建設政策研究所関西支所)

# 京都府政研究会ブックレット学習会 ご案内(2月)

1 それぞれの地域が輝くまちづくり一生活・交通・防災・環境のあり方を問う

日時 2月11日(土曜)午後1時30分~

場所 ハートピア京都 (烏丸丸太町下がる)

講師 中林 浩さん(平安女学院大学) 庄司 俊作さん(同志社大学) 土居 靖範さん(立命館大学)

2 京都府・市町村の連携を探る一自治の強化をめざして

日時 2月18日(土曜)午後1時30分~

場所 社会福祉会館(堀川竹屋町西入る)

## 全国のホット情報 ⑤

地域研づくりにとりくむ神奈川研究所

## 角田 英昭(神奈川自治体問題研究所事務局長)

昨年4月、神奈川で久しぶりに支所が誕生した。西湘地域自治体問題研究会である。事務局長の中原さん(元県職労委員長)は言う。「地域に研究所の支所をつくろうという気運が盛り上がったのは、03年11月に開催した西湘自治体学校でした。最初は全くの手探り状態でしたが、論議を重ね、地域内の2市8町について民営化・委託化の実態調査、真鶴町の合併に係る町民アンケート分析、大規模店舗の出店状況や中心市街地の衰退状況調査などにとりくむ中で、少しずつ問題点や課題が明らかになってきた。地域とまちが壊れている、自治体らしさが失われてきている、人々の不安と怒りがある」と。自分たちが暮らし、生業を営み、文化を育み、老後を生きる、その地域がいま疲弊している。それを受けとめ、一緒に考え、明日の展望を創り出していく。最初の役員会で「この間、住民の運動で駅前超高層ビルやマンション建設、場外舟券売り場設置などにストップをかけてきた。こんな成果は初めて。しかしそれだけでは後追いの運動、どんな街づくりをするのか、それが提案できる運動にしたい」との発言があり、鎌倉に続けと市民参加の廃棄物処理問題での学習会を開き、この1月には「住民の想いを生かすまちづくり」でシンポをする。

研究会の代表委員には県や国で働いていた若きOBがなっている。団塊の世代がいま地域に戻ってくる。「いま、なぜ、地域研か」西湘研究会はこの問題を考えるヒントを雄弁に語っている。

支所の歴史は古く、西湘以外は 1970 年代につくられ、住民運動の高揚と革新自治体づくりと相俟って学習や調査・研究、政策提言など活発な活動をしてきた。現在、神奈川には5つの支所があるが、規約上の位置付けを超えて、それぞれの地域で自主的、独自の活動をしている。鎌倉では支所と鎌倉自治研センターが一緒に活動し、最近では市民100人会議という参画型の総合計画づくりに取り組んできた。

相模原では津久井4町との合併・政令指定都市化問題で連続学習会を開催し、市長 選の争点にまでした。川崎は2年連続で市民自治研を行い、昨年の市長選挙を機にさ らに拡充したいと3回目を準備している。

地域の主体、自治をどうつくるのか。神奈川では昨年初めて支所・地域研究会の検討会を行い、支所の活動をどう活性化するか、規約上どう位置付けていくか、職場から地域への意識転換をどう図るのか、会費や会員要件、県研究所との関係、相互発展をどう担保していくのかを話し合った。課題は多いが夢のもてる楽しい活動である。

## 子ども主人公の学校づくり ⑥

分数がわかったらタバコはいらんで! 「「十円塾」その2]

## 大平 勲 (前京都総評議長・京都教育センター事務局長)

週一回の「十円塾」は毎回順調に開かれ、参加する生徒も10名前後の固定したメンバーでした。彼らの多くは、小学校3~4年段階で大きく「落ちこぼれ」ています。が、だからといって小学校レベルのプリントで勉強しては彼らのメンツがつぶれることも配慮して、アルファベット文字の入った中学校の数式で入っていきますが、詰まってしまう殆どが分数や四則計算の基本のところです。個別のやりとりのあとの、「あっ、そうか!」という彼らのスッキリした表情からは、数年に及ぶ「学ぶ」空白や混乱から解放されたかのような学校では見せない生き生きした姿を見ることができます。そして、まわりの友人に「おまえそんなんわからんのけ」と親近感を持って語るのは初めての体験ではないかと私は熱い感動をもって耳にしました。

会場をお借りした団地の集会場は、実はその近くの公園一帯が連中の「たまり場」のひとつであり、一服(タバコ、時にはシンナー)する場所でもあったのです。「塾」が始まった頃は集会所を出て一服やって帰っていたようですが(私は見て見ぬふり)、そのうちにはそのままスゴスゴと家に帰るようになりました。「今日は一服やらんのか」と私が尋ねると、「センセ、もう疲れたし帰って寝るわ」という返事。でも本当のところは、疲れていたのも事実でしょうがそのとき初めて本気で「タバコをやめなあかん」という気になったのではないのかなと私は感じました。タバコはあかんけれどもやめても展望の持てない彼らに、ひょっとしてこのまま勉強したら高校へ行けるかもしれへんという思いが、まっすぐ帰宅に向かわせたのではないでしょうか。

私はこのとき「タバコをやめさせる」指導は、親を呼んでの説諭や「禁煙ビデオ」よりも「分数計算ができるようになる」という学習の成果のもとで初めて可能になるのだという確信を深めました。この実感を通して「十円塾」のとりくみは、高校に受かるという現実の目標に向かいつつ「人生投げたらあかんで」という生き方と、人間としてまともに成長する生活指導のねらいを持つものだと気づきました。私は、中学生の発達保障にとって「学習指導と生活指導は車の両輪だ」との漠然たる実践感を持ち、若かりし頃京教組の定期大会でそうした主旨の発言をしたことを覚えていますが、この時以来、まともな発達にとっては学習指導が主軸であり生活指導はそれに従属するものだとの教育観を堅持するようになりました。しかし、塾を始めて二ヶ月程経過したとき彼らはとんでもない事件(金属バットを持って他校生徒宅に殴り込む)をやってくれたのです。 (つづく)